

宮崎県で採取された野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内2例目）

令和3年11月16日（火）

<宮崎県・宮崎大学同時発表>

宮崎大学が独自に実施した検査により、令和3年11月9日（火）に宮崎県宮崎市で採取した野鳥糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 11月9日（火） ・ 宮崎大学が宮崎県宮崎市で野鳥糞便を採取
- 11月16日（火） ・ 宮崎大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）を検出
 - 採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

2. 今後の対応

- 宮崎県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所でも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、引き続き、野鳥における監視を強化します。

3. 留意事項

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

直通 03-5521-8285

代表 03-3581-3351

室長 東岡 礼治 (内線 6470)

補佐 村上 靖典 (内線 6675)

係長 庄司 亜香音 (内線 6473)

担当 宮澤 結有 (内線 6477)